

令和 7 年度神奈川県内部統制評価報告書 審査意見書

神奈川県監査委員

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 8 年 9 月 14 日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	長	田	進	治
同	近	藤	大	輔

1 審査の対象

「令和7年度神奈川県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和7年度神奈川県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）の審査は、知事が作成した報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、といった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「神奈川県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。令和6年3月改定）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、下記（注）に記載のとおり、評価手続の一部が適切に実施されていないことから、評価手続に係る記載は一部相当ではないと考えられる。

また、当該事項を除いた範囲において、評価結果に係る記載について審査したところ、「国庫補助金の収入漏れ」という運用上の重大な不備が認められたことに加え、財務に関する事務の運用上の不備についても、「支出命令額の誤り」「調定額等の遅れ」「財産手続の漏れ、誤り」に関しては、件数の減少が見られるものの、「支払手続の遅れ」は依然として増加傾向にあり、当該不備全体で見ても、合計で232件と前年に比べ15件増加している状況は非常に憂慮される事態である。

一方で、これまでの監査委員の意見等を踏まえ、財務に関する事務の運用上の不備の未然防止に向けて留意事項を情報発信等するとともに、不備が発生した所属に対し、訪問指導の機会を捉えて不備削減に向けた助言・指導を行うなどの評価すべき取組もあり、概ね相当であると結論付けた。

内部統制制度が導入されて6年が経過する中で、上記のように重大な不備が発生し、依然として財務に関する事務の運用上の不備も減少しない状況を踏まえると、改めて内部統制制度の実効性が高まるよう制度の運用等について速やかに見直しを進め、制度の実効性を高めていく必要があると考えられる。

（注） 把握すべき内部統制の不備が「リスク評価シート」により漏れなく把握され、内部統制の評価手続が適切に実施されているか確認したところ、令和8年財務監査及び行政監査における職員調査において指摘事項とした事案のうち2件（「入札設計金額の誤り」及び「入札予定価格、最低制限価格の誤り」）について、内部統制推進者である当該所属において自己評価を行っていないものが見受けられた。

5 その他意見

(1) 国庫補助金の収入漏れについて

先述した「国庫補助金の収入漏れ」については、県の財政的損失は回避できたものの、書類の受渡し手続の中での紛失という基本的な事務処理の不備に起因するものである。

今後、県政及び公金管理に対する県民の信頼を取り戻すため、今回講じた再発防止策が実効的に機能し続けるよう厳正な運用に努め、事務処理の不備による同様の事案の未然防止を徹底する必要がある。

また、国庫補助金の収入に係る事故防止とともに、事務負担軽減に効果のあるシステムの構築に向けた検討も進める必要がある。

(2) 進行管理や確認の徹底について

「支払手続の遅れ」等、財務に関する事務の運用上の不備の件数は依然として多く、こうした状況に歯止めをかけるために、各所属においては、進行管理や確認の徹底をより一層図るとともに、取組を進めるに当たっては、デジタル技術の積極的な活用などにより、事務の改善や効率化の実現を目指す必要がある。

(3) 障害者支援施設における不適切事項について

報告書において、障害者支援施設である中井やまゆり園において、施設利用者の個別支援計画の作成にあたり、利用者の意向を反映する手続きを怠っていた事案の発生について、「内部統制対象事務以外の事務の重大な不備」として取り上げている。

本事案は、制度や業務等に対する職員の理解不足に加え、組織としての業務管理も不十分であったことなどが発生原因である。

中井やまゆり園は、令和8年4月から地方独立行政法人神奈川県立福祉機構による運営に移行したが、県においても、定期的な情報共有や助言、指導及び監査といった必要な関与を行い、同様の事案が発生することがないように、引き続き取り組む必要がある。